



桜ヶ丘延寿ホーム ショートステイのご案内

1. はじめに

桜ヶ丘延寿ホーム施設概要

定員 105名 / ショートステイ 11名

建物 4人居室（22部屋）、個室（28部屋）

対象 ご家族等での介護が困難な方で、介護保険制度による要介護認定で
要支援1～2、要介護1～5と認定された方

運営の基本理念

当ホームは昭和15年に東京都民生委員連合会の前身である東京方面委員が設立した法人であり、「生命の尊重」「人格の尊重」「意志の尊重」の「三つの尊重」をサービスの基本理念としています。職員は利用者の個別的ニーズに合わせたサービスを行い、利用者の生活の質を高めるためのサービスを実施しています。また、「多摩市さくらが丘在宅サービスセンター」「多摩市東部地域包括支援センター」および「カーサさくらが丘」を併設し、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ、サービス付き高齢者向け住宅等、種々のサービスを提供しています。



2. ショートステイ利用をご希望される皆様へ

要介護（要支援）認定を受けた高齢者を介護しているご家族が、疾病や冠婚葬祭・介護疲れ等の理由で、一時的に介護できない場合にご利用できます。ご利用の予約は2ヶ月前からできます。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前にケアマネージャー（介護支援専門員）とご相談の上、希望される施設に直接手続きをしていただくこととなります。

ご利用される方やご家族の方が実際にご覧になり、担当者から直接説明を受けた上でのお申し込みをお奨めします。ご予約後には、サービスの利用に関係する重要事項を説明させていただきます。その説明を受けた後に利用契約を締結することとなります。

また、ホームでは居宅サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、相談及び援助、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて安全で快適な生活ができるようにすることを目指しております。

3. 見学・パンフレット

施設のご見学と具体的な説明の時期

事前に電話で連絡をいただいたうえで日程を決めさせていただきます。

ご見学いただく時間は、原則として平日の10時～16時とさせていただきます（応相談）。

お問い合わせ先

利用相談窓口

生活相談員

介護支援専門員

ののした ながい
野々下・永井

よしかわ おかだ
吉川・岡田



施設パンフレット

ご希望により「施設のパンフレット」や利用者に説明している「重要事項説明書」をお渡しすることが出来ます。郵送を希望される場合、140円切手を同封の上、下記住所宛にお申込みください。

〒206-0021
東京都多摩市連光寺 1-1-1
桜ヶ丘延寿ホーム 短期入所資料請求係 まで



4. 入所に際しての留意事項

【契約書・重要事項説明書】

利用される方と施設が利用契約を結びます。
契約書には基本事項を、契約書別紙には料金表が記載されておりますので、内容について事前にご確認ください。

【利用期間中の中止】

次の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ① 利用者が中途退所を希望した場合
 - ② 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
 - ③ 利用中に体調が悪くなった場合
 - ④ 他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合
- 上記の場合、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、必要に応じて速やかに医療機関へ連絡を取る等の措置を講じます。

【ご面会】

午前9時～午後5時まで自由となっております。面会者の方には、事務所（1階）のカウンターで面会者簿の記入と面会札の携帯をお願いしております。飲酒しての面会や危険物の持込等、他の利用者に迷惑がかかる行為や時間帯はご遠慮いただくこととなりますのであらかじめご承知おきください。

【外出】

外出はお申出により可能ですが、お薬の準備やお食事の手配が必要となるため、早目の連絡をお願いしております。また、外出簿へのご記入をお願いしております。

【喫煙・飲酒】

喫煙は全館禁煙でお願いしております。

飲酒（自己負担）は夕食時に食堂で晩酌程度として楽しんでいただくことができます。但し、健康上の理由で医師から別途指示がある場合は、その指示通りの対応となりますのであらかじめご承知おきください。

【居室・設備・器具の利用】

常に整理、整頓を心がけ、清潔で快適な生活が維持できるようご協力をお願い致します。設備や器具の利用に際しては職員にご相談ください。また、破損のないようお願い申し上げます。（破損した場合には実費をお支払いいただく場合がございますので、予めご了解ください。）

【現金等の管理】

トラブルが生じることもありますので、各自の責任の範囲内をお願い致します。利用者同士の貸し借りはご遠慮ください。

【物品の保管】

ご家族等と相談し、居室の収納棚の範囲でお持込ください。持物には必ずお名前をお付けください。（別途記名方法指定）

【健康管理】

夜間は、医師・看護師が勤務しておりませんので、体調のすぐれない時は早めに職員にお申し出ください。通院・入院に際してはご家族の協力をお願いしております。病状によっては主治医よりの意見書を提出していただき確認をさせていただきます。他者に感染する可能性がある疾患を有している場合には、一旦保留とさせていただきます。

【特別な医療対応】

経管栄養（鼻や胃部からの管による栄養）、カニューレ（呼吸を助けたり、薬を注入したりする為に体内にさしこむ管）、インシュリン注射、人工透析などが必要な場合は、施設の医療体制から対応できるか否かの検討が必要となりますので予約の段階で必ずご相談ください。

【入所直前・入所時の身体状況確認、退所時の報告について】

予約後、利用日が近づきましたら担当者まで連絡をお願い致します。
ご本人様の現況把握と利用の意思確認、入退所時間の確認を目的としていますので、お手数ですがご協力をお願い致します。日程の変更や体調不良等による取消はお早めにご連絡をください。繰り返し利用される方につきましては退所日に次回分の予約確認をさせていただくこととなりますので利用の都度のご連絡は結構です。また、原則として入所日にはご家族様との面談の場を持ち、健康状態や介護上の留意点についてご確認させていただきます。退所日にはご利用期間中のご様子について報告させていただきますので、入退所日にはご家族様に来所していただくこととなります。予めご了解ください。

【宗教活動・政治活動、動物の飼育について】

思想・信条は個人の自由ですが、他の利用者への布教や宣伝活動等のご遠慮いただきます。

ホーム内へのペットの持込み及び個人的な動物の飼育はご遠慮いただいております。

【テレビ・ラジオ等】

音量など同室者への配慮をお願いします。夜間や早朝は特にイヤホン・ヘッドホンの使用をお願いします。（4人部屋の方は原則として使用をお願いします。）

【買い物・飲食物の管理】

買い物は個人の責任の範囲内でお願ひします。体調の都合により食事制限が必要な方々もいらっしゃいますので、他の利用者への飲食物の提供はお控えください。食堂の冷蔵庫を利用していただきますが、残り物については衛生管理上の理由により、同意を得て処分させていただくことがあります。（賞味期限切れ、腐食等）

【相談ごと】

利用後の生活等について誰しも多少の心配事や悩みは出てまいります。生活相談員や介護支援専門員をはじめ、内容によっては、看護師、ケアワーカー、栄養士等のスタッフがお話をお伺ひしますので、ご遠慮なくお申出ください。

5. 施設生活について

【食事】

朝食： 7時30分～

昼食： 12時00分～

おやつ： 15時00分～

夕食： 18時00分～



原則、各階の食堂にてお召し上がりいただきます（大食堂、小食堂の選択、なじみの関係を優先した座席への配慮、面会者との会食等、個別の相談に応じておりますのでお気軽にお申し出ください。）。

献立について、栄養バランスはもちろんのこと、季節感を取り入れた変化のある食事を提供しております。嚥下困難な方には粥食・きざみ食・ミキサー食等を提供し、必要な方には療養食を個別に提供させていただきます。

選択食（副食、おやつの選択、めん類選択食）についても実施しています。体調不良や外出等の理由により時間をずらしての食事についても取り置きが可能な時間内で対応させていただきますのでお申し出ください。

【起床・消灯時間】

起床時間 午前6時 消灯時間 午後9時



【入浴】

週に最低でも2回身体状況に応じた方法で入浴していただきます。
発熱等の事情で入浴できない場合、状況に応じて清拭いたします。

一般浴 一般浴槽での入浴（3Fフロアに設備）

月曜日 午前 9時30分～11時00分

水曜日 午前 9時30分～11時00分

土曜日 午前 9時30分～11時00分

※毎月第三月曜日は理髪日のため、前日の日曜日に入浴を実施しています。

中間浴 チェアバスでの入浴（3Fフロアに設備）

月曜日 午前11時00分～11時30分

金曜日 午前 9時30分～11時30分



機械浴 特殊浴槽での入浴（2Fフロアに設備）

月曜日 午前 9時30分～11時30分（女性）

火曜日 午前 9時30分～11時30分（男性）

金曜日 午前 9時30分～11時30分（女性）

土曜日 午前 9時30分～11時30分（男性）

【介護】

施設サービス計画に沿って以下の介護を行います。

食事・着替え・排泄・入浴・離床・洗面・体位交換等の介助
シーツ交換・寝具の消毒・移動の付き添い等。



【洗濯】

原則として衣類の洗濯はホームで行います。

衣類の種類によってはホームで洗濯が出来ない物もあります。

【機能訓練】

1階の機能訓練室または居室にて、身体状況に合わせた機能訓練を行います。理学療法士の訓練は週1回。平常はマッサージ師が引き継いで行います。

【教養・娯楽】

大活字本等の図書や雑誌、テレビ、ビデオ、囲碁、将棋、ゲーム類、遊戯具、民謡等各種カセットテープの娯楽設備及び用品を整えております。

【クラブ活動】

書道、生花、作業（ぬり絵や貼り絵）、民謡、音楽、朗読等の、趣味に応じたクラブ活動に参加していただくことができます。また、レクレーションや対面朗読も行われています。

【行事】

お花見、運動会、納涼大会、長寿を祝う会、初詣、観梅、節分等、季節行事をお楽しみいただくことができます。また、毎月の誕生会では、式典のほかに散歩・映写会・アトラクション等のメニューを月ごとに実施しています。利用者の皆様との「話し合いの広場」（偶数月に実施）や対話の機会を通じて日常生活上のご希望やご意見をいただいております。

【理美容】

定期的（1ヶ月に1回、第三月・火曜日）に理美容師さんが来所しますので、そちらをご利用ください。

【売店】

同一敷地内の桜ヶ丘記念病院内に売店がございますので、そちらをご利用ください。



【ホーム喫茶】

毎月1回（第一火曜日）、地域のボランティアさんにご協力いただきながら喫茶店を開店しています。午後のひとときをゆっくりと、また、面会者との語らいの場としてもご利用ください。



【喫茶コーナー ぶらり】

毎週火～土曜日の午後1時～4時、1階喫茶コーナーにて、地域のボランティアさんのご協力により、喫茶店を開店しています。どうぞお気軽にご利用ください。

6. 利用料金について

毎月の利用料は大別して、介護報酬の1割の部分（平成27年8月より一定以上所得者は介護報酬が2割負担となります。）、食費、居住費、そして施設で独自に設定する利用料の4種類から構成されます。

当ホームが、利用される方に提供するサービス（介護給付によるサービスとその他のサービス）の自己負担額は以下の通りです。

【利用料金表】（日額：円）

	算定項目	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 介護報酬自己負担額(1割)	多床室	¥540	¥656	¥740	¥817	¥896	¥973	¥1,048
	個室	¥534	¥655	¥717	¥795	¥873	¥950	¥1,024
2 食費に係る自己負担額(保険外)	第1段階	¥300						
	第2段階	¥390						
	第3段階	¥650						
	上記以外	¥1,380						
3 居住費に係る自己負担額(保険外)	第1段階	個室		¥320	/	多床室		¥0
	第2段階	個室		¥420	/	多床室		¥370
	第3段階	個室		¥820	/	多床室		¥370
	上記以外	個室		¥1,150	/	多床室		¥840
自己負担額合計(1+2+3) <u>多床室利用の方</u>	第1段階	¥840	¥956	¥1,040	¥1,117	¥1,196	¥1,273	¥1,348
	第2段階	¥1,300	¥1,416	¥1,500	¥1,577	¥1,656	¥1,733	¥1,808
	第3段階	¥1,560	¥1,676	¥1,760	¥1,837	¥1,916	¥1,993	¥2,068
	上記以外	¥2,760	¥2,876	¥2,960	¥3,037	¥3,116	¥3,193	¥3,268
自己負担額合計(1+2+3) <u>個室利用の方</u>	第1段階	¥1,154	¥1,275	¥1,337	¥1,415	¥1,493	¥1,570	¥1,644
	第2段階	¥1,344	¥1,465	¥1,527	¥1,605	¥1,683	¥1,760	¥1,834
	第3段階	¥2,004	¥2,125	¥2,187	¥2,265	¥2,343	¥2,420	¥2,494
	上記以外	¥3,064	¥3,185	¥3,247	¥3,325	¥3,403	¥3,480	¥3,554

【介護報酬自己負担額について】

要介護度に応じた介護報酬額＋加算報酬額の10%をご負担していただきます。居住費および食費について負担限度額認定を受けている場合には認定証に記載してある負担限度額となります。

※ 利用者負担段階について

(第1段階とは)

- 1 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。
- 2 生活保護の方。

(第2段階とは)

- 1 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。(課税年金:障害年金や遺族年金などは非課税ですので、これには含みません。例・遺族年金のみの収入しかない方は、収入額は0円となります。)

(第3段階とは)

- 1 世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方。

※ 上記以外の方(本人が市町村民税非課税でも世帯の中に市町村民税課税者がいる方も含みます)は、表の「上記以外」の料金となります。

【その他の加算報酬額について】

加算報酬額の内容		自己負担
○	機能訓練体制加算 1日につき	¥ 13
	療養食加算※該当者のみ 医師の発行する食事箋に基づいた治療食が提供された場合、1日につき	¥ 25
	送迎加算 送迎を行う場合、片道につき	¥ 201
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)Ⅰ 1日につき	¥ 20
	緊急短期入所受入加算※該当者のみ	¥ 98
○	夜勤職員配置加算(Ⅰ) 1日につき、介護予防は除く	¥ 15
○	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	《多床室の場合》 要支援1 ¥31 ～要介護5 ¥59 《個室の場合》 要支援1 ¥30 ～要介護5 ¥57

※○印ついている加算報酬額は、前記「利用料金表」に含まれています。

※平成27年4月1日～7月31日は介護職員処遇改善加算(I)《多床室の場合》要支援1～要介護5 ¥33～¥61 となります。

※当事業所で行う場合の多摩市以外への送迎については、実費相当分のご負担をお願いしております。

※介護保険被保険者証に記載されている区分支給限度基準額（1ヶ月あたり単位数が記載）を超えた分については全額自己負担となりますのでご注意ください。

※連続30日を超過して利用された場合も超過分については全額自己負担となります。

※居宅サービス計画をケアマネージャーに依頼されている場合は、サービス利用票により当該月の自己負担額を必ずご確認ください。

※特に必要と認められる場合を除き、利用日数が要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないようにご注意ください。

【高額介護サービス費制度】

介護報酬の自己負担分（各加算も含む）が1ヶ月の自己負担限度額を超えた場合に対象となり、差額分が還付されます。（償還払いで約3ヶ月後に差額分が戻る仕組みです。）

自己負担限度額は、利用者負担第1段階と第2段階の方は月額15,000円、第3段階の方は月額24,600円、それ以外の方は月額37,200円となります（但し、平成27年8月より現役並み所得者の方は月額44,000円が限度額となります）。

【その他の自己負担額】

前述の介護報酬の自己負担額、食事・居住費負担額その他、日常生活に必要な物品（おむつを除く）については、ご利用の方のご負担となります。

理美容費（¥1,500）は実費をご負担いただくこととなります。

【キャンセル料】

入所前に、お客様のご都合でサービスを中止される場合は下記のキャンセル料がかかります。

- ①入所日の前日午後5時20分までにご連絡がない場合
1日の食事代¥1,380を徴収させていただきます。
- ②入所日の前日午後5時20分までにご連絡があった場合
無料です。

7. 利用料のお支払方法

退所日に現金によるお支払いをお願いしております。(1階事務所にて受付)
ご都合により、振込みによるお支払いを希望される場合はお申し出ください。

振込によるお支払方法 ※振込手数料はご家族の方のご負担となります。

① 銀行振込の場合

みずほ銀行府中支店 普通預金口座

口座番号 505694

口座名 しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 さくらがおかしゃかいじぎょうきょうかい 桜ヶ丘社会事業協会 さくらがおかえんじゅほーむ 桜ヶ丘延寿ホーム
りじちょう さとうただひこ
理事長 佐藤忠彦

8. 入所時にご持参していただくもの

(1) 手続きに要する物

- ①入所契約書及び重要事項説明書（各2部）
- ②医療保険被保険者証
- ③介護保険被保険者証（負担限度額認定証※対象者の方のみ）
- ④お薬 滞在日数分（軟膏や点眼薬等を含む、一包化をお願いします）
- ⑤診療情報提供書，看護サマリー（病院や他施設からの入所の場合）



(2) 日用品

歯ブラシ、歯磨き粉、洗面用タオル（3枚）、ティッシュペーパー1箱、室内履き（スリッパのように滑ったりつまずいたりしやすいものではなく、踵のあるシューズタイプの履物をご用意ください。）

ご自宅等で介護機器（エアマット、特別な仕様の車椅子等）や介護用品（車椅子用クッション等）を使用されている場合、施設ではご用意できないものもございますので担当者まで予めご相談くださいますようお願いいたします。

(3) 衣料品 ※枚数は利用日数によって調整してください。

普段着（2～3組）、下着（3枚）、靴下（3組）
寝間着又はパジャマ（1組）



※持物には全てお名前をご記入下さい。

（色の濃い衣類にはお名前を書いた布を縫いつける等お願いします）

※衣類は洗濯可能な素材のものをご用意ください。

※ショートステイ預り品受渡書に持参される荷物すべてを

ご記入ください（着用されている衣類の数も含んで記入）。



【延寿について】

昔、官人が衆生済度を志し、出家を願い出たところ、ときの帝は、これを嘉して延寿の名を賜った話（後に知覚禪師となる）。また大和の橿原神宮では元旦に延寿祭を催し、参拝高令者に延寿盃を頒布し、あるいは、古く朝廷において老人保護のため延寿堂を設けたなど、延寿とは長命に加えて昔の社会福祉にも用いられたと考えられるものです。このようなことから、法人名の桜ヶ丘を冠して延寿ホームとしたものです。

【桜ヶ丘社会事業協会の沿革】

昭和 6 年 4 月	財団法人 東京方面事業後援会設立
昭和15年11月	桜ヶ丘保養院開設（現桜ヶ丘記念病院）
昭和27年 5 月	社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会に組織変更
昭和50年10月	特別養護老人ホーム 桜ヶ丘延寿ホーム開設
昭和61年 4 月	多摩市デイホームさくらが丘開設
平成 7 年 4 月	多摩市さくらが丘在宅サービスセンター開設
平成14年 1 月	桜ヶ丘延寿ホーム全改築
平成26年 4 月	サービス付き高齢者向け住宅 カーサさくらが丘開設

社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会

桜ヶ丘延寿ホーム

〒206-0021 東京都多摩市連光寺1-1-1
TEL 042-373-4768
FAX 042-373-2200

